

令和元年 9 月議会

生活環境委員会 議案説明資料

I. 予算案

- |                   |                          |      |
|-------------------|--------------------------|------|
| ○ 令和元年 9 月議会補正予算案 | 道路下水道局集計表                | 1 頁  |
| ○ 議案第63号          | 令和元年度一般会計補正予算案（第 2 号）    | 3 頁  |
| ○ 議案第68号          | 令和元年度下水道事業会計補正予算案（第 1 号） | 11 頁 |

II. 条例案

- |          |  |      |
|----------|--|------|
| ○ 議案第81号 | 福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める<br>条例の一部を改正する条例案 | 24 頁 |
|----------|--|------|

令和元年 9 月

道路下水道局

令和元年9月議会補正予算案

1. 一般会計

区分	補正前の額(A)					予算額	補財特 国県支出金
	予算額	財源内訳			一般財源		
		特定財源		その他			
	国県支出金	市債					
道路・街路	25,200,835	2,716,061	10,929,500	4,347,625	7,207,649	7,088,800	3,823,288
河川	1,973,933	500,200	738,000	36,325	699,408	427,000	238,400
下水道	20,993,337	608	—	532	20,992,197	—	—
公債費	—	—	—	9,008,101	△ 9,008,101	—	—
合計	48,168,105	3,216,869	11,667,500	13,392,583	19,891,153	7,515,800	4,061,688

2. 特別会計

駐車場	582,315	—	—	582,315	—	—	—

3. 下水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額(A)	補正額(B)	計(A+B)
収益的収入	57,735,964	457	57,736,421
収益的支出	49,607,257	40,224	49,647,481
差引	8,128,707	△ 39,767	8,088,940

(2) 資本的収入及び支出

(単位:千円)

区分	補正前の額(A)	補正額(B)	計(A+B)
資本的収入	31,503,294	2,771,988	34,275,282
資本的支出	57,368,443	2,772,555	60,140,998
差引	△ 25,865,149	△ 567	△ 25,865,716

# 道路下水道局集計表

△印:減  
(単位:千円)

正 額 (B)			計 (A+B)				
源 内 訳			予 算 額	財 源 内 訳			
定 財 源		一般財源		特 定 財 源			一般財源
市 債	その他			国 県 支 出 金	市 債	その他	
2,937,000	1,000	327,512	32,289,635	6,539,349	13,866,500	4,348,625	7,535,161
計 6,761,288				計 24,754,474			
177,000	—	11,600	2,400,933	738,600	915,000	36,325	711,008
計 415,400				計 1,689,925			
—	—	—	20,993,337	608	—	532	20,992,197
計 —				計 1,140			
—	—	—	—	—	—	9,008,101	△ 9,008,101
計 —				計 9,008,101			
3,114,000	1,000	339,112	55,683,905	7,278,557	14,781,500	13,393,583	20,230,265
計 7,176,688				計 35,453,640			
—	—	—	582,315	—	—	582,315	—
計 —				計 582,315			

## (1)歳入

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
3	(16) 分担金及び負担金 1. 負担金	6. 土木費負担金	46,941	1,000	47,941
	(18) 国庫支出金 2. 国庫補助金	6. 土木費国庫補助金	2,089,743	520,865	2,610,608
		7. 都市計画費国庫補助金	954,126	3,424,823	4,378,949
4	(19) 県支出金 2. 県補助金	6. 土木費県補助金	173,000	116,000	289,000
5	(25) 市債 1. 市債	7. 土木債	8,907,000	468,000	9,375,000
		8. 都市計画債	2,760,500	2,646,000	5,406,500
その他の (本補正以外)			13,345,642	—	13,345,642
歳入合計			28,276,952	7,176,688	35,453,640

補正予算案(第2号)

説	明	
交通安全施設等整備費負担金の追加	・博多駅草ヶ江線	
道路新設改良費補助金の追加	・香椎4800号線 外	12,657千円
交通安全施設等整備費補助金の追加	・博多駅草ヶ江線 外	385,808千円
河川水路改修費補助金の追加	・周船寺川 外	122,400千円
街路新設改良費補助金の追加	・西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近) ・国道3号線 外	
都市基盤河川改修費補助金の追加	・周船寺川 外	
道路橋りょう整備債の追加	・香椎4800号線 外	291,000千円
河川水路改良債の追加	・周船寺川 外	177,000千円
街路橋りょう整備債の追加	・西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近) ・国道3号線 外	

## (2)歳 出

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
		3.道路新設改良費	7,354,248	16,905	7,371,153
8 5 11	(8)土 木 費 2.道路橋りょう費				
		4.交通安全施設等 整備事業費	6,332,948	706,183	7,039,131

説 明

公共事業の追加

香椎4800号線 外

[ 関連歳入		
(18)国庫支出金	道路新設改良費補助金	12,657千円
(25)市債	道路橋りょう整備債	5,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
工 事 請 負 費	4,183,898	△ 10,259	4,173,639
公 有 財 産 購 入 費	506,600	27,164	533,764
そ の 他	2,663,750	—	2,663,750
合 計	7,354,248	16,905	7,371,153

公共事業の追加

博多駅草ヶ江線 外

[ 関連歳入		
(16)分担金及び負担金	交通安全施設等整備事業費負担金	1,000千円
(18)国庫支出金	交通安全施設等整備事業費補助金	385,808千円
(25)市債	道路橋りょう整備債	286,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
委 託 料	728,573	△ 18,549	710,024
工 事 請 負 費	3,645,620	632,340	4,277,960
公 有 財 産 購 入 費	492,237	57,571	549,808
補償、補填及び賠償金	629,014	34,821	663,835
そ の 他	837,504	—	837,504
合 計	6,332,948	706,183	7,039,131

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
10 ・ 11	(8) 土 木 費 3.河川水路費	3.河川水路改良費	1,539,075	427,000	1,966,075
12 ・ 13	(9) 都市計画費 3.街路橋りょう費	1.街路新設改良費	4,479,270	6,365,712	10,844,982



説 明

1. 公共事業の追加	364,000千円
周船寺川 外	
2. 単独事業の追加	63,000千円
大谷川 外	

関連歳入	
(18)国庫支出金 河川水路改修費補助金	122,400千円
(19)県支出金 都市基盤河川改修費補助金	116,000千円
(25)市債 河川水路改良債	177,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
委 託 料	163,188	8,000	171,188
工 事 請 負 費	895,700	419,000	1,314,700
そ の 他	480,187	—	480,187
合 計	1,539,075	427,000	1,966,075

公共事業の追加	6,365,712千円
ア. 新設改良	2,564,075千円
国道3号線 外	
イ. 鉄道高架	3,801,637千円
西鉄天神大牟田線連続立体交差事業(雑餉隈駅付近)	

関連歳入	
(18)国庫支出金 街路新設改良費補助金	3,424,823千円
(25)市債 街路橋りょう整備債	2,646,000千円

※科目別内訳 (単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
委 託 料	233,851	87,000	320,851
使用料及び賃借料	114,198	2,700	116,898
工 事 請 負 費	1,183,900	△ 79,700	1,104,200
公有財産購入費	76,185	1,432,750	1,508,935
負担金補助及び交付金	1,148,535	3,846,277	4,994,812
補償補填及び賠償金	83,600	1,076,685	1,160,285
そ の 他	1,639,001	—	1,639,001
合 計	4,479,270	6,365,712	10,844,982

予算案 説明書 ページ	款・項	目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A+B)
			千円	千円	千円
		その他の科目(本補正以外)	28,462,564	—	28,462,564
		歳 出 合 計	48,168,105	7,515,800	55,683,905

(3)地方債

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 (A)	補 正 後 (B)	差引補正予定額 (B-A)
	千円	千円	千円
道路橋りょう整備費	8,169,000	8,460,000	291,000
河川水路改良費	738,000	915,000	177,000
街路橋りょう整備費	1,592,000	4,238,000	2,646,000

説

明

## (1) 業務の予定量

区 分	補 正 前 A	補 正 後 B	差引 補正予定量 B-A
3. 主要な建設改良事業	千円	千円	千円
管渠、ポンプ場及び下水処理場整備事業費	23,362,000	26,134,555	2,772,555

## (2) 予算の補正

## ア. 収益的収入及び支出

区分	款・項	目	既決予定額 A	補正予定額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
収 入	(1) 下水道事業収益	1. 過年度損益修正益	12,700	2	12,702
		3. 特 別 利 益			
		2. その他特別利益	55	455	510
		その他の科目(本補正以外)	57,723,209	—	57,723,209
		計	57,735,964	457	57,736,421
支 出	(1) 下水道事業費用	1. 過年度損益修正損	26,182	8,518	34,700
		3. 特 別 損 失			
		2. その他特別損失	938	31,706	32,644
		その他の科目(本補正以外)	49,580,137	—	49,580,137
		計	49,607,257	40,224	49,647,481
		差 引 過 不 足(△) 額	8,128,707	△ 39,767	8,088,940

補正予算案（第1号）

説 明
過年度分の損益修正益の追加
その他特別利益の追加
過年度分の損益修正損の追加
その他特別損失の追加

イ. 資本的収入及び支出

区分	款・項	目	既決予定額 A	補正予定額 B	計 A+B
			千円	千円	千円
収入	(1) 資本的収入債 1. 企業	1. 建設企業債	12,140,000	1,337,000	13,477,000
	2. 国庫補助金	1. 国庫補助金	6,975,881	1,434,988	8,410,869
	その他の科目(本補正以外)		12,387,413	—	12,387,413
	計		31,503,294	2,771,988	34,275,282
支出	(1) 資本的支出 1. 建設改良費	1. 公共下水道整備費	23,239,000	2,772,555	26,011,555
	その他の科目(本補正以外)		34,129,443	—	34,129,443
	計		57,368,443	2,772,555	60,140,998
差引 過不足(△)額			△ 25,865,149	△ 567	△ 25,865,716

(3) 企業債

起債の目的	限度額		
	補正前 A	補正後 B	差引 補正予定額 B-A
下水道建設事業費	千円 12,140,000	千円 13,477,000	千円 1,337,000

説 明	
公共下水道整備事業に充当する企業債の追加	
公共下水道整備事業に対する国庫補助金の追加	
公共下水道整備に要する経費の追加	
公 共 事 業	2,772,555 千円
・管渠整備	
城西1号幹線 外	
・ポンプ場整備	
那珂ポンプ場 外	
・処理場整備	
西部水処理センター 砂ろ過電気設備更新 外	

[ 参 考 ]

1. 平成30年度福岡市包括外部監査の指摘への対応について

(1) 包括外部監査について

監査の種別：平成30年度包括外部監査

実施期間：平成30年8月2日から平成31年3月15日まで

監査のテーマ：福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について

対象期間：原則、平成29年度。必要に応じ平成30年度及び平成28年度以前の過年度

実施方法：監査対象事業の概要把握、所管部局に対するヒアリング、関係資料の閲覧

監査実施者：包括外部監査人 吉村祐二 外 補助者12名

(2) 指摘の概要と措置状況

【包括外部監査人による指摘主旨】

貸借対照表とその根拠資料を照合した結果、資産：有形固定資産（土地、車両運搬具、建設仮勘定）、投資（水洗化貸付金）、未収金、負債：長期前受金（収益化未済額）において差異があり、平成29年度の決算数値の正確性が確保されていない。

【措置状況】

包括外部監査人より指摘を受け、道路下水道局において調査した結果及び平成30年度に訂正を行った内容は下記のとおり。

①原因が判明し予算措置を伴わない訂正については平成30年度に措置。（表1、表3）

②原因が特定できず、かつ予算措置を必要とするものについては、令和元年度において、整理を行うもの。（表2）

表1（措置内容）

勘定科目		措置を要する額	摘 要
有形固定資産	土地	△ 778,791	△1,200,891円については、誤って二重除却したことによるもの
	車両運搬具	△ 6,858	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	建設仮勘定	26,303,172	予算措置を伴うため令和元年度に措置
投資	水洗化貸付金	△ 2,404,950	△1,956,500円については、未収水洗化貸付金事業収入へ誤って二重に振替処理していたことによるもの
未収金	未収下水道使用料	7,630,958	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	未収再生水料金	48,100	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	未収雑収益	△ 2,840	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	未収受益者負担金	112,081	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	未収その他負担金	1,855,849	予算措置を伴うため令和元年度に措置
	未収水洗化貸付金事業収入	2,081,170	1,956,500円については、水洗化貸付金から誤って二重に振替処理していたことによるもの
	その他未収金	7,608	予算措置を伴うため令和元年度に措置



単位：円

① 平成30年度 措置済額	② 補正予算により 措置すべき額 (30年度未処理額)
△ 1,200,891	422,100
—	△ 6,858
—	26,303,172
△ 1,956,500	△ 448,450
—	7,630,958
—	48,100
—	△ 2,840
—	112,081
—	1,855,849
1,956,500	124,670
—	7,608

表2 (9月補正内容)

単位：千円

項 目	特別利益		特別損失	
	過年度損益 修正益	その他 特別利益	過年度損益 修正損	その他 特別損失
				422
		7		
				26,303
		448		
			7,631	
			48	
	2			
				112
				1,856
				125
				8
	2	455	7,679	28,826

表3

単位：円

項 目		措置を要する額	摘 要	平成30年度 措置済額
長期前受金	受贈財産評価額	38,614,660	平成26年度の会計制度変更に伴う長期前受金導入時における振替額の算定誤りによるもの。	38,614,660
	国庫補助金	4,908,874,893	<p>&lt;説明&gt; 平成26年度において、減価償却対象資産に対応する財源のみ資本剰余金勘定から長期前受金勘定へ振り替えるべきところを、誤って償却対象外資産に対応する財源の一部まで振り替えていたことによる。</p>	4,908,874,893
	他会計負担金	14,749,999,002	<p>&lt;対応&gt; 負債勘定の長期前受金から資本勘定の資本剰余金へ振替処理を実施。</p>	14,749,999,002
	負担金	2,233,914,668		2,233,914,668
	その他長期前受金	1,367,756,991		1,367,756,991



[ 参 考 ]

2. 令和元年度 下水道事業会計 財政収支状況

(消費税抜き、単位：千円)

年度	収 益 的 収 支						
	収 入			計	支 出	収支差引 損 益	利益処分 (減債積立金)
	下水道使用料	一般会計 負担金	その他				
補正前 A	28,099,874	16,325,283	10,799,879	55,225,036	48,047,688	7,177,348	7,177,348
補正後 B	28,099,874	16,325,283	10,800,336	55,225,493	48,087,912	7,137,581	7,137,581
差 引 B - A	—	—	457	457	40,224	△ 39,767	△ 39,767

(消費税込み、単位：千円)

資 本 的 収 支						企業債残高
収 入	支 出	収支差引	補てん財源		資金不足額 〔一般会計出資金 で補てん〕	
			損益勘定 留保資金等	減債積立金 取崩額		
43,590,306	69,552,443	△ 25,962,137	19,263,833	6,698,304	—	358,686,534
46,362,294	72,324,998	△ 25,962,704	19,264,400	6,698,304	—	360,023,534
2,771,988	2,772,555	△ 567	567	—	—	1,337,000

[参考]

3. 補正予算箇所

【一般会計】

(議案説明資料 5p～6p関連)

土木費

2. 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費

(1) 事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	1,045,062	16,905	1,061,967
本 補 正 以 外	6,309,186	—	6,309,186
計	7,354,248	16,905	7,371,153

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
香椎4800号線	177,000	27,164	204,164	国内示に伴う追加
千代今宿線	76,500	△ 15,300	61,200	国内示に伴う減
橋梁アセット 外	791,562	5,041	796,603	国内示に伴う追加
計	1,045,062	16,905	1,061,967	

4. 交通安全施設等整備事業費

(1) 事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	2,393,865	706,183	3,100,048
本 補 正 以 外	3,939,083	—	3,939,083
計	6,332,948	706,183	7,039,131

(2) 路線別補正額

○ 公 共 事 業

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
博多駅草ヶ江線	186,662	23,231	209,893	国内示に伴う追加
水城下臼井線	182,000	103,000	285,000	国内示に伴う追加
西新通線	80,000	245,000	325,000	国内示に伴う追加
桧原比恵線 外	1,945,203	334,952	2,280,155	国内示に伴う追加
計	2,393,865	706,183	3,100,048	

## 土木費

## 3. 河川水路費

## 3. 河川水路改良費

## (1)事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	887,000	364,000	1,251,000
単 独 事 業	476,196	63,000	539,196
本 補 正 以 外	175,879	—	175,879
計	1,539,075	427,000	1,966,075

## (2)路線別補正額

## ○ 公 共 事 業

(単位:千円)

主な対象河川名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
周船寺川	302,000	105,000	407,000	国内示に伴う追加
金屑川	126,000	183,000	309,000	国内示に伴う追加
水崎川 外	459,000	76,000	535,000	国内示に伴う追加
計	887,000	364,000	1,251,000	

## ○ 単 独 事 業

(単位:千円)

主な対象河川名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
大谷川	15,000	30,000	45,000	緊急自然災害防止対策事業に伴う追加
上牟田川排水機場	30,000	8,000	38,000	緊急自然災害防止対策事業に伴う追加
荒谷川 外	431,196	25,000	456,196	緊急自然災害防止対策事業等に伴う追加
計	476,196	63,000	539,196	

## 都市計画費

## 3. 街路橋りょう費

## 1. 街路新設改良費

## (1)事業別補正額

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	1,855,696	6,365,712	8,221,408
本 補 正 以 外	2,623,574	—	2,623,574
計	4,479,270	6,365,712	10,844,982

## (2)路線別補正額

## ○ 公 共 事 業

(単位:千円)

主な対象路線名等	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
西鉄天神大牟田線連続立体交差事業 (雑餉隈駅付近)	1,042,000	3,801,637	4,843,637	国内示に伴う追加
国道3号線 外	813,696	2,564,075	3,377,771	国内示に伴う追加
計	1,855,696	6,365,712	8,221,408	

【下水道事業会計】

( 議案説明資料 13 p ~ 14 p 関連 )

(単位：千円)

資 本 的 支 出

1. 建設改良費

1. 公共下水道整備費

(1) 事業別補正額

区 分	補正前の額	補 正 額	計
公 共 事 業	13,537,000	2,772,555	16,309,555
単 独 事 業	9,825,000	—	9,825,000
計	23,362,000	2,772,555	26,134,555
事業対象内人件費	123,000	—	123,000
公共下水道整備費	23,239,000	2,772,555	26,011,555

(2) 整備箇所別補正額

○ 公共事業

主な整備箇所名	補正前の額	補 正 額	計	補正理由
城西1号幹線	—	270,000	270,000	国内示に伴う追加
元岡第4雨水幹線 外	—	1,153,569	1,153,569	国内示に伴う追加
那珂ポンプ場 自動除塵機改修	—	63,384	63,384	国内示に伴う追加
弁天町ポンプ場 自動除塵機改修 外	—	263,002	263,002	国内示に伴う追加
東部水処理センター 焼却監視制御設備改修	—	310,000	310,000	国内示に伴う追加
西部水処理センター 砂ろ過電気設備更新 外	—	712,600	712,600	国内示に伴う追加
その他	13,537,000	—	13,537,000	
計	13,537,000	2,772,555	16,309,555	



議案第81号

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に鑑み、自転車通行帯の設置に関する基準を定める等の必要があるによる。

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例

福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成25年福岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え，同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には，車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては，停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には，安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては，車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし，地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合においては，この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は，1.5メートル以上とするものとする。ただし，地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては，1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は，当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第11条第1項中「又は第四種の道路」を「(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め，同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第12条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第13条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第43条中「第9条」の次に「，第9条の2第3項」を加える。

第44条中「第11項」の次に「，第9条の2第3項」を加える。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は，公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第三種又は第四種の道路については，この条例による改正後の福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例第9条の2並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

# 議案第 81 号 福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例案

## 1 提出理由

県道及び市道を新設又は改築する場合における道路構造の技術的基準は、国道等の基準である道路構造令を参酌して、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることが道路法に規定されている。

今回、道路構造令が改正されたことから、本市においても、安全で快適な自転車通行空間を確保するため、条例を改正するもの。

## 2 改正の概要

(1) 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、その設置要件を規定するもの。

「自転車通行帯」の幅員は、道路交通法に基づく「普通自転車専用通行帯」と同様の1.5メートル以上とし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては1メートルまで縮小できることとするもの。

(2) 「自転車道」の設置要件として、当該道路における自動車の設計速度が「1時間につき60キロメートル以上であるもの」を追加するもの。

## 3 施行期日

公布の日

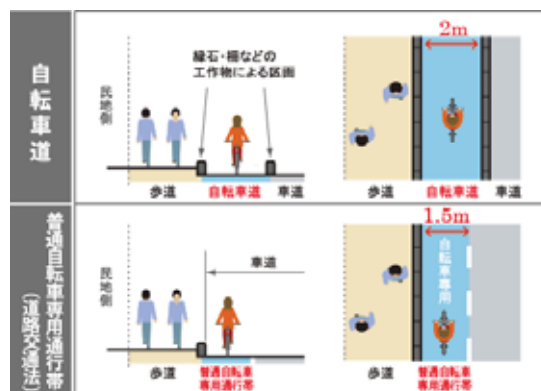
## 《 参 考 》

### 道路構造令改正の背景・趣旨

従前の道路構造令では、道路を新設又は改築する際に、自転車専用の通行空間を確保する場合には、「自転車道（2メートル以上）」を設置することが規定されていたが、必要な幅員を確保できないなどにより、整備できていない状況が全国的に多数生じている。

他方、既設の道路を中心に、道路交通法に基づく「普通自転車専用通行帯（幅員1.5メートル以上）」の設置が進んでおり、自転車関連の交通事故が減少するなどの効果が確認されているが、従前の道路構造令では規定されていない。

このような状況を踏まえ、既設の道路のみならず、新たに整備する道路においても道路交通法に基づく「普通自転車専用通行帯」の設置を推進するために、道路構造令が改正された。



普通自転車専用通行帯（那の津通り）

〈改正の概要（新旧比較表）〉

	旧		新	
	名称	設置要件	名称	設置要件
福岡市条例	—	—	自転車 通行帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員1.5m以上。やむを得ない場合は1.0mまで縮小可能。</li> </ul>
	自転車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員2.0m以上。やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能。</li> </ul>	自転車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもの</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもので、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員2.0m以上。やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能。</li> </ul>
【参考】 道路構造令	—	—	自転車 通行帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員1.5m以上。やむを得ない場合は1.0mまで縮小可能。</li> </ul>
	自転車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員2.0m以上。やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能。</li> </ul>	自転車道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもの</li> <li>・自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60km以上であるもので、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合</li> <li>・幅員2.0m以上。やむを得ない場合は1.5mまで縮小可能。</li> </ul>

## 福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例新旧対照表

※下線部分は改正部分

旧	新
<p>第1条～第4条 略 (車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第6条 略 (副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第8条・第9条 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (車線等)</p> <p>第5条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道 <u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第35条の規定により車道に狭窄(さく)部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>第6条 略 (副道)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 副道 <u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>第8条・第9条 略 <u>(自転車通行帯)</u></p> <p><u>第9条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)</u>には、<u>車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)</u>に<u>自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>

旧	新
<p>第10条 略 (自転車道)</p> <p>第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>2 <u>自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)</u>には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、<u>車道の左寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p> <p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>第10条 略 (自転車道)</p> <p>第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種 <u>(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)</u>又は第四種 <u>(第三級及び第四級を除く。同項において同じ。)</u>の道路 <u>で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>

旧	新
<p>2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略 （自転車歩行者道）</p> <p>第12条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略 （歩道）</p> <p>第13条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略 第14条～第32条 略</p>	<p>2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で<u>設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>3～5 略 （自転車歩行者道）</p> <p>第12条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道 <u>又は自転車通行帯</u>を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～4 略 （歩道）</p> <p>第13条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道 <u>若しくは自転車通行帯</u>を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2～5 略 第14条～第32条 略</p>

旧	新
<p>第 33 条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは 20 メートル以上とし、その区間の車道の幅員は 5 メートル以上とすること。</p> <p>第 34 条～第 42 条 略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第 43 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 5 条、第 6 条第 4 項から第 6 項まで、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条から第 25 条まで、第 26 条第 3 項並びに第 28 条の規定による基準に適合していないため、市長がこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、市長がこれらの規定による基準によらないことができる。</p>	<p>第 33 条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 待避所の長さは 20 メートル以上とし、その区間の車道 <u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は 5 メートル以上とすること。</p> <p>第 34 条～第 42 条 略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第 43 条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第 5 条、第 6 条第 4 項から第 6 項まで、第 7 条、第 9 条、<u>第 9 条の 2 第 3 項</u>、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 12 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項及び第 3 項、第 18 条から第 25 条まで、第 26 条第 3 項並びに第 28 条の規定による基準に適合していないため、市長がこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、市長がこれらの規定による基準によらないことができる。</p>



旧	新
<p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、市長が当該道路の状況等からみて、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認めるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(既存道路の改築の場合の特例)</p> <p>第44条 既存道路の改築を行う場合（前条第1項又は第2項に規定する改築を行う場合を除く。）において、市長が当該改築を行う区間の状況等からみて、第5条、第8条第1項、第2項、第4項、第5項及び第11項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第17条から第21条まで、第22条第1項、第23条、第25条、第27条第1項及び第2項、第28条、第30条、第33条、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認めるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>以下略</p>	<p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、市長が当該道路の状況等からみて、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、<u>第9条の2第3項</u>、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認めるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>(既存道路の改築の場合の特例)</p> <p>第44条 既存道路の改築を行う場合（前条第1項又は第2項に規定する改築を行う場合を除く。）において、市長が当該改築を行う区間の状況等からみて、第5条、第8条第1項、第2項、第4項、第5項及び第11項、<u>第9条の2第3項</u>、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第17条から第21条まで、第22条第1項、第23条、第25条、第27条第1項及び第2項、第28条、第30条、第33条、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認めるときは、これらの規定による基準によらないことができる。</p> <p>以下略</p>